

沖縄県飲酒運転根絶に関する基本方針

飲酒運転根絶に関する施策については、県内各地域で様々な取り組みがなされているものの、依然として飲酒運転は、後を絶たない状況である。

飲酒運転の根絶は、県民すべての切実な願いであり、飲酒運転のない安全で安心して暮らすことのできる県民生活の実現を図るため、沖縄県飲酒運転根絶条例第9条に基づき、飲酒運転根絶に関する知識の普及及び意識の高揚その他飲酒運転根絶に関する総合的な施策を実施するための基本方針を定める。

1 飲酒運転根絶に関する県民・事業者等への啓発及び意識の高揚

県は、市町村、関係機関、団体等と密接な連携を図りながら、飲酒運転の危険性、飲酒運転による事故の重大さ・悲惨さ、運転者本人及び家族が「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強い意識を持つことの重要性について、あらゆる機会及び広報媒体を活用して広く県民等に周知し、飲酒運転の根絶についての意識の啓発及び高揚を図るものとする。

(1) 「飲酒運転の根絶運動の日」を活用した広報・啓発

毎月一日の「飲酒運転の根絶運動の日」の設定について、県民等への周知を図るとともに、街頭啓発活動等飲酒運転根絶活動を、県民総ぐるみの運動として、強力に推進する。

(2) 飲酒運転根絶キャンペーン等の実施

関係機関、団体等と密接な連携を図りながら、飲酒運転根絶キャンペーンや各種イベント等の実施を通じて、地域社会全体における飲酒運転根絶機運の高揚を図るものとする

(3) 交通安全教育等の充実

免許更新時講習、安全運転管理事業所における講習、高校生等を対象とした交通安全講習など交通安全教育等の充実を図る。

2 公職にある者の率先垂範

沖縄県議会議員や沖縄県職員は、自らの行動を厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強固な決意をもって、飲酒運転の根絶に率先して取り組むものとする。

3 飲酒運転を防止する社会環境の整備

飲酒運転を根絶するためには、運転者本人の自覚に加え、「飲酒運転をさせない、許さない社会環境」を整備することが重要である。

このため、県は、酒類を提供する飲食店営業者等や事業者等及び事業者団体の飲酒運転を防止するための自主的な取組を促進する。

(1) 酒類を提供する飲食店営業者等による自主的な取組の促進

酒類を提供する飲食店営業者等に対して、ポスターの掲示、ハンドルキーパー運動の推進等飲酒運転根絶のための自主的な取組について働きかけるとともに、必要な支援等を行うものとする。

(2) 事業者等及び事業者団体による自主的な取組の促進

事業者等及び事業者団体に対して、事業所内における飲酒運転根絶講習会の実施など自主的な取組について必要な支援等を行うものとする。

(3) 駐車場所有者等の取組の促進

駐車場所有者等による飲酒運転の防止を呼びかけるポスターの掲示等を促進する。

4 飲酒運転の再発防止に関する事項

(1) 再発防止のための指導等

飲酒運転をする者は繰り返すことも多く常習性が指摘されていることから、公安委員会は再発防止のための指導、教育等を行うものとする。

また、飲酒運転をした者が、酒類を提供する飲食店での飲酒後の飲酒運転であったことが判明した場合において、当該飲食店営業者等に対し、指導書の交付その他必要な指導を行うものとする。

(2) 飲酒運転をした者及びその家族への再発防止の助言

県は、飲酒運転をした者及びその家族等からの相談に対して、飲酒運転の再発防止のための助言等を行うものとする。

5 情報提供

(1) 飲酒運転による交通事故の発生件数等の公表

公安委員会は、飲酒運転の根絶のための市町村の施策及び事業者等又は事業者団体による自主的な活動を促進するため、市町村の区域別の飲酒運転による交通事故の発生件数及び飲酒運転違反者の人数に関する情報を公表する。

6 その他

(1) 飲酒運転根絶運動推進のための体制の整備及び連携の強化

県は、県民等と一体となった飲酒運転根絶対策を効果的に推進するため、沖縄県交通安全推進協議会飲酒運転根絶対策部会の充実・強化を図り、市町村や各地域の飲酒運転根絶連絡協議会等関係機関、団体等との情報交換等を積極的に行うとともに、施策の推進に当たっては密接な連携を図るよう努めるものとする。

(2) 飲酒運転根絶に関する施策の取り組み状況等の公表

県は、飲酒運転の根絶に関する施策の取組状況、効果等について、県ホームページへの掲載及びその他の方法により公表する。